

居宅介護支援事業者様  
介護予防支援事業者様  
福祉用具貸与事業者様

健康福祉局介護保険課長

## 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付関係事務の基本的な取扱いの整理について（通知）

日頃から、横浜市の介護保険事業にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本市の軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付関係事務については、平成19年4月27日健介第162号により実施することとし、以降、改正を繰り返し随時お知らせしてきたものです（別添表1のとおり）。

標記事務については、かねてより取扱いの整理をしてほしいという声が多く上がっていたことから、このたび、平成19年以降お知らせしている内容を基に、現状に即して取扱いを整理しましたので、通知します。

つきましては、今後の本市における標記事務については、基本的には本通知にしたがって行ってください。

### 1 基本的な取扱い

別添「軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付について」のとおり

### 2 具体的な整理の内容

「軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の見直しに関する取扱いについて（お知らせ）」（平成19年4月27日健介第162号）について、現状に即して内容の見直し、時点修正等を行い、標記事務に係る本市における基本的な取扱いとして整理しました。

なお、平成19年4月27日健介第162号については、本通知をもって廃止します。

担 当 介護保険課 福嶋・長谷川

電 話 671-4255

FAX 681-7789

E-mail [kf-kaigokyufu@city.yokohama.jp](mailto:kf-kaigokyufu@city.yokohama.jp)

健介保第1359号

平成30年12月17日

小規模多機能型居宅介護事業者様  
介護予防小規模多機能型居宅介護事業者様  
看護小規模多機能型居宅介護事業者様

健康福祉局介護保険課長

### 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付関係事務の基本的な取扱いの整理について（通知）

日頃から、横浜市の介護保険事業にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本市の軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付関係事務については、平成30年7月に、現状に即して取扱いを整理しております。通知が遅くなり申し訳ありません。

つきましては、今後の本市における標記事務については、基本的には本通知にしたがって行ってください。

#### 1 基本的な取扱い

別添「軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付について」のとおり

#### 2 具体的な整理の内容

「軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の見直しに関する取扱いについて（お知らせ）」（平成19年4月27日健介第162号）について、現状に即して内容の見直し、時点修正等を行い、標記事務に係る本市における基本的な取扱いとして整理しました。

担当 介護保険課 福嶋・長谷川

電話 671-4255

FAX 681-7789

E-mail [kf-kaigokyufu@city.yokohama.jp](mailto:kf-kaigokyufu@city.yokohama.jp)